

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化及び収集業務の効率化を図るため、ごみ集積施設を整備する自治会（自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則（昭和五十一年防府市規則第十号）第二条に定めるものをいう。以下同じ。）に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第 2 条 補助金交付の対象とするごみ集積施設（以下「ごみ集積施設」という。）は、次のとおりとする。

(1) 収納容器・散乱防止用品

集積場所において、一般家庭から排出された一般廃棄物が収納できるもの及び一般廃棄物の散乱が防止できるものであり、ごみを収集する際にごみ集積施設の中に立ち入る必要がないもの

(2) 固定施設

集積場所において、一般家庭から排出された一般廃棄物が収納でき、基礎工事によって固定され、かつ、独立したもので、ごみを収集する際にごみ集積施設の中に立ち入る必要があるもの

2 ごみ集積施設は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 関係地域住民の合意及び関係用地等の地権者又は管理者の同意に基づき設置されるもの

(2) ごみ等収集関係機関その他関係者の同意に基づき設置されるもので、ごみ集積施設の適正な管理を促進し、ごみ収集作業の効率化に資するもの

(3) 耐久性の高い材質によるもので、かつ、市内に店舗又は事業所を有する業者から購入し、又は施工されるもの

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、ごみ集積施設の設置、修繕又は改良に要する

必要最低限の経費とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設置の補助金を受けたごみ集積施設を撤去し、再度設置しようとする場合には、原則として当該補助金の交付後2年（主として金属で構成されたごみ集積施設については5年）を経過したもの

(2) 設置、修繕又は改良の補助金を受けたごみ集積施設を修繕又は改良しようとする場合には、原則として当該補助金の交付後1年を経過したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては補助の対象としない。

(1) 共同住宅の建設や住宅団地等の造成に関し、市との事前協議の中で建設者又は造成者においてごみ集積施設を整備することとされたもの

(2) ごみ集積施設の整備に必要な用地の取得、貸借及び補償に要する経費

(3) 既存のごみ集積施設の撤去及び解体に要する経費

(4) 設置、修繕又は改良に要する経費が2,000円未満のもの（補助金の額）

第4条 補助金の額は、ごみ集積施設の設置、修繕又は改良に要する経費の2分の1の額とする。ただし、散乱防止用品、収納容器（容量440リットル未満）については4万4千円、収納容器（容量440リットル以上）については6万円、固定施設については55万円を上限とする。

2 前項により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 収納容器・散乱防止用品について、対象が複数基となる場合は、1基ごとに補助金の額の算出及び端数の切捨てを行い、その合計額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、ごみ集積施設の整備に着手する前に、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書（第1－2号様式、第1－3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、収納容器・散乱防止用品の設置については、事業実施後に、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書（第1－1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出することができるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、毎年度予算の範囲内で、交付すべき補助金の額を決定し、申請者に防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、当該交付の目的を達成するため必要と認めたときには、自治会に対し条件を付すことができる。

（補助金の変更申請等）

第7条 前条第1項による通知を受けた自治会は、補助金の交付決定後に交付申請の内容について変更（軽微な変更又は補助金の額に変更が無いものを除く。）をしようとする場合には、防府市ごみ集積施設整備事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に変更内容及び変更理由を確認することのできる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の防府市ごみ集積施設整備事業補助金変更交付申請書の提出があった場合には、速やかに内容等を審査し、変更内容及び変更理由が適当であると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を決定し、申請者に防府市ごみ集積施設整備事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第8条 第6条第1項及び前条第2項による通知を受けた自治会（以

下、「補助自治会」という。)は、速やかに整備に着手するものとし、完了したときは速やかに防府市ごみ集積施設整備事業実績報告書(第5号様式。以下、「報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5条ただし書の規定による交付の申請をしたものについては、報告書の提出は不要とする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、防府市ごみ集積施設整備事業補助金額確定通知書(第6号様式)により、補助自治会に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第7条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付請求書(第7-1号様式、第7-2号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助自治会は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、防府市ごみ集積施設整備事業補助金概算払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する概算払を受けた補助自治会は、第9条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

4 市長は、第9条の規定により補助金の額を確定した場合において、概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、防府市ごみ集積施設整備事業補助金返還命令書(第9号様式)によ

り、当該補助自治会に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助自治会に対し報告を求め、帳簿その他の関係書類若しくは整備の状況を検査し、又は整備上必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消等）

第 13 条 市長は、補助自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）補助金の交付の通知の際に付した条件に違反したとき。

（３）整備の方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、防府市ごみ集積施設整備事業補助金返還命令書（第 9 号様式）により、当該補助自治会に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第 14 条 この要綱による補助金の交付を受けて整備したごみ集積施設の利用者は、他の模範となるように常にその清潔の保持、施設の維持管理に努めなければならない。

（調査及び指導）

第 15 条 市長は、ごみ集積施設の整備及び維持管理状況について調査し、及び指導することができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(令和3年度における補助金の額の特例)
- 2 令和3年度における補助金の額は、第4条第1項本文の規定により算出した額に1万円を加えた額とする。ただし、当該1万円を加えた額が当該ごみ集積施設の設置、修繕又は改良に要する経費の額を超える場合には、当該経費の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 令和3年度における補助金の額の上限は、第4条第1項ただし書に規定する額にそれぞれ1万円を加えた額とする。
- 4 前2項に規定する令和3年度における補助金の額の特例として補助金に加える額は、集積場所1か所につき1万円を超えることができない。
- 5 令和3年度における補助金の額の特例として補助金に加える額の算出に当たっては、第4条第3項の規定にかかわらず、集積場所1か所ごとに補助金の額の算出を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第7条の規定は、この要綱の施行日以降に生じた理由による申請の内容の変更について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 3 年度における特例の適用)
- 2 改正後の附則第 2 項から第 5 項までの規定は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に第 5 条の規定により提出された申請書に係る補助金の額について適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書

（収納容器・散乱防止用品の設置）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

ごみ集積施設を整備しましたので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業実施理由

3 事業内容

（1）対象となるごみ集積施設（収納容器・散乱防止用品）

（2）申請基数 _____ 基

（3）事業費合計 _____ 円

（4）事業費内訳 一基ごとの事業費をご記入ください。

※ 関係書類

1 整備に係る領収書の写し

（事業実施前に申請する場合は、見積書等の写し）

2 位置図及び利用者管内図

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書
(修繕又は改良)

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 自治会名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

ごみ集積施設の修繕又は改良を実施したいので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業実施理由

3 事業内容

(1) 対象となるごみ集積施設(収納容器・散乱防止用品・固定施設)

(2) 申請基数 _____ 基

(3) 事業費合計 _____ 円

(4) 事業費内訳 一基ごとの事業費をご記入ください。

(5) 修繕又は改良内容

(6) 事業実施期間 年 月 日着工予定

年 月 日完成予定

※ 関係書類

- 1 整備内容がわかるもの（見積書等^{の写し}）
- 2 位置図及び利用者管内図
- 3 整備前の写真

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付申請書
（固定施設の設置）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

ごみ集積施設（固定施設）を設置したいので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 事業実施理由

3 事業内容

（1）事業費 _____ 円

（2）事業実施期間 年 月 日着工予定

年 月 日完成予定

※ 関係書類

- 1 整備内容がわかるもの（見積書等^{の写し}）
- 2 配置図、平面図及び立面図
- 3 位置図及び利用者管内図
- 4 土地所有者の承諾書
- 5 整備前の写真

第 2 号様式（第 6 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号

自治会名

代 表 者 住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった防府市ごみ集積施設整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

印

記

1. 補助金交付額 円

第3号様式（第7条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知
があった防府市ごみ集積施設整備事業補助金について、下記のとおり
変更したいので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第7条
の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更する理由

3 交付決定済額	_____円
4 変更後交付申請額	_____円
〈事業費合計	_____円〉
5 補助金増減額	_____円

減額の場合はマイナス(-)を記入してください。

※ 関係書類

1 変更内容がわかるもの（見積書等^{の写し}）

第 4 号様式（第 7 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金変更交付決定通知書

第 号

自治会名

代 表 者 住所

氏名

年 月 日付けで変更交付申請のあった防府市ごみ集積施設整備事業補助金については、下記のとおり変更し、交付することに決定したので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

印

記

1. 変更前補助金交付決定額 円

2. 変更後補助金交付決定額 円

第5号様式（第8条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

報告者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で（交付決定
変更交付決定）の
通知があった防府市ごみ集積施設整備事業について、防府市ごみ集積
施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施期間 年 月 日着工
年 月 日完成

2. 利用開始年月日 年 月 日

3. 確定事業費 _____ 円

4. 補助金交付決定額（A） _____ 円

5. 既受領額（B） _____ 円

6. 差引額（A－B） _____ 円

※ 関係書類

1. 整備に係る領収書 **の写し**又は請求書 **の写し**
2. 整備後の写真

第 6 号様式（第 9 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金額確定通知書

第 号

自治会名

代 表 者 住所

氏名

防府市ごみ集積施設整備事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長 印

記

1. 補助金確定額 円

補助金確定額（A）	円
補助金交付済額（B）	円
差引額（A－B）	円

第 7 - 1 号様式（第 10 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

請求者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で（交付決定）
変更交付決定 の通知があった防府市ごみ集積施設整備事業が完了しましたので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

※ 振込先

（フリガナ）

口座名義人 _____

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・農協 _____ 支店・支所

口座の種別 _____ 普通 ・ 当座 _____

口座番号 _____

第 7 - 2 号様式 (第 10 条関係)

防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付請求書 (精算払)

(概算払による補助金を受け、請求残額がある場合)

年 月 日

(宛先) 防府市長

請求者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で (交付決定 / 変更交付決定) の通知があった防府市ごみ集積施設整備事業が完了しましたので、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり請求します。

記

補 助 金 確 定 額 (A)	円
既受領額 (概算払額) (B)	円
請 求 額 (A - B)	円

※ 振込先

(フリガナ)

口座名義人 _____

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・農協 _____ 支店・支所 _____

口座の種別 _____ 普通 ・ 当座 _____

口 座 番 号 _____

第 8 号様式（第 11 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

請求者 自治会名

代表者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で（交付決定）
（変更交付決定）の通知
があった防府市ごみ集積施設整備事業について、防府市ごみ集積施設
整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により下記のとおり請求し
ます。

記

補助金交付決定額（A）	円
既 受 領 額（B）	円
今 回 請 求 額（C）	円
残 額（A－B－C）	円

※ 振込先

（フリガナ）

口座名義人 _____

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・農協 _____ 支店・支所 _____

口座の種別 _____ 普通 ・ 当座 _____

口 座 番 号 _____

第 9 号様式（第 11 条、第 13 条関係）

防府市ごみ集積施設整備事業補助金返還命令書

第 号

自治会名

代 表 者 住所

氏名

防府市ごみ集積施設整備事業補助金について、防府市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

年 月 日

防府市長 印

記

1. 補助金返還額 円

2. 返還を命ずる理由

3. 返還期限 年 月 日

4. 返還方法